

施策への意見・提言(まとめ)

平成 24 年 8 月 29 日

これまでいただいている市に対しての各団体等からの意見・提言については、次のとおりです。(個別の団体からの市長への要望については、除いています。)

1 障害者関係団体との意見交換会(第三次宇部市障害者福祉計画策

定時)

開催日	参加団体数
平成 22 年 8 月～10 月	13 団体

[テーマ1:福祉サービスについて]

意見・提言	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 一次相談として、振り分け機能を持つ総合相談窓口とともに、各相談機関における専門分野と特徴を明確化にしてほしい。 	相談支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所や施設入所における重度障害者や精神障害者の受入れ体制の充実が必要である。 緊急時における短期入所の円滑な利用を可能とする仕組みづくりが必要である。 	入所施設(短期入所を含む)の充実
<ul style="list-style-type: none"> 市内に機能訓練を行う障害福祉サービス事業所がない。 学校卒業後に向けた教育と福祉の連携の仕組みについて、保護者に向けた情報伝達が必要である。 	日中活動系サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> 早期発見、早期対応ができるように、医療・保健・教育の連携をさらに進める必要がある。 他市に比べて通級教室が少ない。 	総合療育機能の充実
<ul style="list-style-type: none"> 手話のできる人が少ない。 情報発信の際には、点字化や SP コード化など、障害に応じた多様な対応が必要である。 	コミュニケーション支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業の充実が必要である。 	外出支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費の助成制度の継続が必要である。 	医療費負担の軽減
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における障害への理解と受診への配慮が必要である。 本人の障害状況、医療状況、生活状況などの情報をとりまとめた個別の手帳の作成が必要である。 	医療サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> 対象の用具品目や、対象者、耐用年数などの見直しが必要である。 	日常生活用具・補装具給付制度の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動が事業を開始するにあたり、制度面も含め、多様な情報が必要となるため、情報提供等の行政からの支援は不可欠である。 	社会資源の活用
--	---------

〔テーマ2:就労や社会参加について〕

意見・提言	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用への啓発事業と就労支援を進める就労支援ネットワーク会議による事業の継続実施が必要である。 	就労支援の拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が参加できるサークル等の文化・スポーツの相談窓口の設置が必要である。 	スポーツ・文化活動への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・窓口コミュニケーションボードの設置が必要である。 ・公的機関にて、手話での簡単な挨拶ができる職員を設置してほしい。 	聴覚障害者への対応

〔テーマ3:バリアフリーについて〕

意見・提言	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の特徴などを知らない市民がいることから、障害者の理解についての一層の啓発が必要である。 	障害者理解の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムや火災警報器設置など、一層の安全対策への取り組みが必要である。 	防災対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護避難支援制度や避難所での障害者への支援体制などの啓発が必要である。 	災害時支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における居住の場の確保が必要である。 ・公営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用が必要である。 	住まいの場の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した建築物や歩道等の整備が必要である。 ・まちづくりを計画する際は、障害者の意見も取り上げてほしい。 	道路の段差等の解消 (バリアフリーの推進)
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な意見交換会の開催など、障害者関係団体と行政との情報の共有化が必要である。 	情報提供体制

〔テーマ4:その他の障害福祉施策について〕

意見・提言	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・若年層のボランティア活動への参加を促進するなど、計画的なボランティアの育成が必要である。 	ボランティアの育成
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権を守る市の取り組みの指針を示して欲しい。 	社会の理解の向上

2 障害者の防災体制の課題に関する検討会

開催日	参加者数
平成 23 年 5 月～11 月	18 人

〔避難所について〕

●避難所については、配慮の必要な人のコーナー（スペース等）を設けるよう、検討が必要である。また、その配慮があるかどうかの判断基準については、マニュアル化が必要である。

●通所事業所（障害福祉関係事業所）を避難所として検討する必要がある。受入れ可否の調査が必要。

●福祉避難所へ避難する場合、家族単位の受入れ可否など、ルール作りをする必要がある。

●福祉避難所へ直接避難できるようなシステムの構築が必要である。また、福祉避難所への早めの避難や、それに伴う移動手段等も併せて検討していく必要がある。

避難可能人数を把握した上で下記の検討

- ・対象基準
- ・個別プランとの連動
- ・対象者の地域分布の考慮
- ・新たな福祉避難所の確保

〔情報提供について〕

●避難所ごとの詳細情報（トイレ情報、バリアフリーなど）を公開するようにする。

●避難所の情報の啓発については、「障害者のためのあんしんガイド」に避難所情報を記載するよう検討が必要である。要援護者避難支援制度に登録している人へは個別に毎年情報提供を行うこと。また、障害関係団体の活動の中で啓発を行う体制が必要である。

●透析が必要な人や、医療的ケアが必要な人は、災害時には、具体的にどこの病院へ行けばいいかなど、地域ごとにリスト化する必要がある。今後協議が必要。

●支援を要する人ごとのトリアージ・タグの案を取り入れ、それに変わるシステムの構築を検討する（スペースの確保やワッペン等）。

〔その他の防災体制について〕

●要援護者登録への精神障害者の対応については、十分な協議が必要である。

●障害の特性を理解している看護・福祉職や学生等の配置を検討する。また、学校教育による子どもへの指導や地域の力を活用できるよう検討が必要である。

●切迫感ある避難訓練の実施を検討する。

●校区の自主防災力を高めるための仕掛けが必要である。

3 障害者関係団体との意見交換会（第3期宇部市障害福祉サービス計画策定時）

開催日	参加団体数
平成 23 年 8 月	13 団体

〔短期入所の受入確保〕

- 短期入所施設が不足している。
- 医療ケアの充実した短期入所施設が必要である。
- 保護者の計画的レスパイト（休息・一時的な開放）のための短期入所システムを確立する必要がある。

〔医療ケアのあるサービスの充実〕

- 医療ケアの充実した短期入所施設が必要である。
- 透析患者専用の施設があると良い。

〔情報提供体制の強化〕

- 入所支援施設に防災に係る情報が少ない。
- 入所支援施設とグループホーム、ケアホームとの意思疎通が不足している。
- 手話や要約筆記については、できる人をもっと養成してほしい。

〔支援者の資質向上〕

- 個々の障害者に応じた支援計画を立てる専門職員の増員と、その資質の向上が必要である。
- 施設職員の資質向上のためには、共通の情報を取得し、一貫した意識がもてる研修会が必要である。

4 障害福祉サービス事業所ヒアリング調査(第3期宇部市障害福祉サービス計画策定時)

開催日	参加団体数
平成 23 年 8 月	32 施設

〔情報共有体制の整備〕

- 入所施設はグループホームやケアホームと相談支援事業所の連携を深めていけば、地域移行のイメージがより具体化する。
- 地域生活の移行については、相談支援事業所を核として、医療・介護を巻き込んだ包括的な移行計画が必要である。
- 施設職員が集まって話をするのが少ないため、地域移行を検討するネットワークを構築するために、事業所が集まる機会が必要である。

〔苦情解決体制の整備〕

- 第三者評価制度の積極的な導入を図るべきである。
- 虐待やヒヤリハットなどについて、マニュアルに基づいた職員間でのミーティングを実施しているが、仕事の都合などでなかなか全員が集まらない状況である。

〔住まいの場の確保〕

- 地域移行の推進のために、グループホームやケアホームの充実が求められる。
- 施設入所者の単身生活の検討にあたっては、公営住宅の不足や入居時の保証人の問題がある。金銭負担の少ない住宅の確保・斡旋及び入居時の審査に配慮してほしい。

〔介護人材の確保〕

- 人材確保などにより、サービスを低下させずに、継続した安定した事業ができる仕組みが必要である。
- 夜間の対応も実施したいが職員がいない。
- 重度訪問介護については、日中でも長時間に働く人材の確保が困難である。